

令和3年度幼児教育アドバイザー派遣事業実施要項

令和3年4月1日制定

令和3年4月28日一部改定

令和3年7月27日一部改定

1 趣 旨

幼児教育アドバイザーを府内の幼稚園、保育所及び認定こども園や各種研修会等に派遣し、教育・保育内容等についての助言や講師業務等を行うことにより幼児教育の質の向上を図る。

2 派遣対象

(1) 保育参観等による助言等

公私立幼稚園・保育所・認定こども園（京都市立を除く。）

(2) 研修会等における講師業務、助言等

ア 市町（組合）教育委員会又は市町村首長部局幼児教育所管課が主催する研修会
イ 幼児教育・保育関係及び小中学校教育関係団体が主催する研修会（各ブロック単位等での研修会を含む。）

3 派遣する幼児教育アドバイザー

(1) 原則として国公立幼稚園の園長、副園長及び公立保育所長経験者である幼児教育アドバイザーの中から京都府幼児教育センター（以下「センター」という。）が決定する。

(2) (1)に該当する幼児教育アドバイザーの他に、特定の専門分野に係る幼児教育アドバイザーの派遣を依頼する場合は、依頼者が（別表）から希望者等を選択するものとする。

4 内 容

(1) 保育参観等による助言等

ア 各幼児教育施設を訪問し保育参観のうえ、教育・保育内容や指導について助言等を行う。

イ 園内研修の計画、実施方法等についての助言等を行う。

(2) 研修会等における講師業務、助言等

ア 教育・保育内容等に係る講演、演習及び助言等を行う。

イ 小学校教育への接続についての講演、助言等を行う。

(3) 派遣回数

ア 上記の3(1)に該当するアドバイザーについては、年間3回まで派遣可能とするが派遣要請状況により対応できない場合がある。

イ 上記の3(2)に該当するアドバイザーについては、（別表）から年間合計3回まで派遣可能とする。

(4) 派遣後の電話によるフォローアップ

上記の3(1)に該当するアドバイザーについては、（別添）「令和3年度幼児教育アドバイザー派遣後の電話によるフォローアップについて」のとおり実施する。

5 派遣期間等

原則として、5月から2月までの平日（月曜日から金曜日まで）午前9時から午後5時までの間とする。

6 派遣手続き

- (1) 派遣を希望する場合は、派遣を希望する日の2か月前までに、「幼児教育アドバイザー派遣依頼書」（別紙1-1）又は（別紙1-2）を京都府教育庁指導部学校教育課（以下「学校教育課」という。）に提出する。
- (2) 学校教育課は、派遣依頼書に基づき、派遣月日及び幼児教育アドバイザーを決定し、派遣日の1ヶ月前までに依頼者へ連絡する。
- (3) 派遣を受けた者は、事業実施後2週間以内に、（別紙2）「幼児教育アドバイザー派遣報告書」を学校教育課に提出する。
- (4) 上記(1)(3)について、公立幼稚園・保育所・認定こども園においては、市町村所管課を通じて提出する。私立幼稚園・保育所・認定こども園においては、直接学校教育課に提出する。

7 その他

- (1) アドバイザーの派遣については、学校教育課の予算や日程の都合等により派遣希望に沿えない場合があることに留意すること。
- (2) センター担当職員等が同行する場合がある。